

アクティブいつきフィットネスクラブ会則

第1条（定義）

本会則によって定める条項は「アクティブいつきフィットネスクラブ」（以下クラブという）の会員ならびに本クラブに入会しようとする方に適用されるものとします。

第2条（目的）

本クラブは、本クラブ会員が本クラブの施設を利用し、心身の健康状態の改善、維持、増進を図り、会員相互の交流及び親睦を深めることを目的とします。

第3条（運営）

本クラブの運営、管理は、医療法人いつき会（以下いつき会という）が行います。

第4条（会員制度）

1. 本クラブは会員制とします。
2. 本クラブに入会しようとする方（法人を含む）は、本会則、確認書及びその他の契約をいつき会と締結しなければなりません。
3. 会員の本クラブ諸施設の利用範囲、条件及び特典については別に定め、本クラブは会員の種類を設定または廃止することがあります。
4. 会員の契約期間はいつき会が別途定めた期間とし、いつき会所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

第5条（入会資格）

本クラブの入会資格は、本クラブの主旨に賛同し、次の各号に該当する方でいつき会が認めた方とします。

- （1）本クラブの定めた年齢以上の方
（原則として16歳以上の方。なお、未成年の方が入会しようとする場合は親権者の同意が必要とします）
- （2）本会則、および本クラブの諸規則を遵守する方
- （3）刺青、タトゥー（タトゥーシールを含む）をしていない方
- （4）暴力団等の反社会的勢力に関係していない方
- （5）医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの利用に甚え得る健康状態であることを自己責任において申告した方
- （6）伝染病その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方
- （7）過去にいつき会より除名等の通告を受けていない方
- （8）その他いつき会もしくは法人が適当と認めた方
- （9）法人会員においては、その利用者が前各号に該当していることを確認できる法人

第6条（会員証）

1. 本クラブは、会員に対し会員証を発行した上で貸与します。
2. 会員は本クラブの利用に際し、会員証を提示しなければなりません。
3. 会員証は、本人のみが使用でき、本人以外の方は使用できません。
4. 会員は、会員証を紛失した場合は速やかに本クラブに届け出を行い、再発行の手続きをとらなければなりません。
5. 会員資格を喪失した場合は、速やかに会員証を返還しなければなりません。

第7条（諸規則の遵守）

1. 会員は、本会則、確認書および本クラブが定める諸規則を遵守しなければなりません。

2. 諸施設の利用にあたっては、本クラブの指示に従わなければなりません。

第8条（入場の禁止および退場）

本クラブは、以下の各号の一つに該当すると判断した場合、その方の入場を禁止又は退場を命じることができます。

- (1) 本会則および本クラブの諸規則を遵守しない方
- (2) 刺青、タトゥー（タトゥーシールを含む）などがある方
- (3) 暴力団等の反社会的勢力の関係者の方
- (4) 医師等に運動を禁じられている方
- (5) 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方
- (6) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方
- (7) 過去にいつき会より除名等の通告を受けた方
- (8) 酒気を帯びている方
- (9) 他の会員に迷惑となる行為をした又は行為をする恐れがある方
- (10) 健康状態を害しており、運動をすることが本人にとって好ましくない方
- (11) 本クラブの施設利用が困難又は安全に施設利用ができない方
- (12) 危険物をお持ちの方
- (13) いつき会従業員の指示を守れない方
- (14) いつき会が不相当と認めた方
- (15) その他、本クラブの諸施設を利用することが困難であるといつき会が認めた方

第9条（休会）

1. 会員が自己都合により本クラブを利用できない場合は、毎月10日（当該日が休館の場合は前営業日）までに会員本人がクラブ指定の休会届を提出することにより、当該月1日を始期として月単位で休会が出来るものとします。

電話・WEBメール・本クラブが規定する書式でない文章での申し出はこれを認められません。

2. 会員は休会期間中であっても本クラブの所定の書面による手続きにより随時復会できます。この場合、復会月の会費は月途中であっても全額支払うものとします。

3. 休会期間は最大1年間とします。休会期間経過後は自動的に元の会員種別へ復帰するものとします。

第10条（退会）

1. 会員が自己都合で退会する場合は、毎月10日（当該日が休館の場合は前営業日）までに本クラブが規定する退会届の提出による退会手続きを完了させた場合に、当該月末をもって退会とします。

電話・WEBメール・本クラブが規定する書式でない文章での申し出はこれを認められません。

2. 退会届の提出が第1項所定の期日を過ぎた場合には、翌月月末日をもって退会となります。

3. 会員は退会手続きが完了するまでの間の諸会費を支払う義務があり、諸会費に未納金がある場合には退会後であっても全て完納するものとします。

4. 会員が諸会費を3ヵ月以上滞納し、本クラブから勧告を受けたにもかかわらず支払わない場合には、退会とします。

また、退会までの諸会費は実際の利用がなくても全額支払わなければなりません。

第11条（変更手続）

会員が会員種別の変更を希望する場合には、毎月10日（当該日が休館の場合は前営業日）までに指定の変更届を提出するものとし、翌月1日からの変更となります。

電話・WEBメール・本クラブが規定する書式でない文章での申し出はこれを認められません。

第12条（変更事項の届出）

1. 会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続をしなければなりません。
2. いつき会より会員の住所宛てに通知する場合は、会員から届け出のあった最新の住所宛てに行い、いつき会は通知の未達等以後の責を負いません。

第13条（会員資格の停止および除名）

いつき会は、会員が以下の各号の一つに該当するときは、当該会員の会員資格を一定期間停止又は除名し、本クラブの利用契約を解除することができます。

- （1）いつき会、グループ会社又は本クラブの名誉、信用を傷つけたとき
- （2）本会則、その他いつき会の定めた諸規則に違反したとき
- （3）利用料、その他の債務を滞納し、いつき会からの催告に応じないとき
- （4）いつき会に対し虚偽の申告又は重大な事実を隠匿したことが判明したとき
- （5）本クラブの運営秩序を乱し又は乱す恐れがあるといつき会が認めたとき
- （6）危険な行為、又は他の会員の迷惑となる行為をしたといつき会が認めたとき
- （7）自己都合により利用料を3ヶ月以上滞納したとき
- （8）法令に違反する又は社会通念やマナーに甚だしく欠ける行為があったとき
- （9）第16条各号の禁止行為を行ったとき
- （10）本クラブの施設、設備等を故意に破損したとき
- （11）暴力団等の反社会的勢力の関係者と判明したとき
- （12）その他、会員としてふさわしくない言動があったといつき会が認めたとき

第14条（資格喪失）

会員は、以下の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失します。

- （1）退会
- （2）死亡又は法人の解散
- （3）除名
- （4）入会資格に不適合となった場合
- （5）運営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき

第15条（会員資格の貸与、譲渡、相続）

本クラブの会員資格は、本人限りとし、貸与、譲渡又は相続その他の包括的な承継をすることができません。

第16条（禁止事項）

いつき会は以下の行為を禁止します。

- （1）許可無く館内で撮影をすること
- （2）許可無く本クラブにおいて物品の売買やその他、営業行為や勧誘行為をすること
- （3）他人を誹謗、中傷する行為
- （4）いつき会を誹謗、中傷する行為
- （5）他人に対する暴力行為や威嚇行為

- (6) 痴漢、覗き、露出等、その他公序良俗に反する行為
- (7) 施設内に落書きや造作をすること
- (8) 動物を館内に持ち込むこと
- (9) 危険物を館内に持ち込むこと
- (10) 館内での喫煙
- (11) いつき会従業員の業務を妨げる行為
- (12) 他人へのストーカー行為
- (13) 他人の施設利用を妨げる行為
- (14) その他、本条各号に準じる行為

第17条 (会費および諸費用)

1. いつき会は、会員が本クラブを利用するにあたって会員種別ごとに定める金額の支払いを求めることができます。
2. 会員は、いつき会が別に定める金額の会費を、いつき会所定の方法で支払うものとします。
3. クレジットカードでの会費の引き落とし日が、金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日となります。

第18条 (キャンセル料・ペナルティー)

下記の場合、キャンセル料・ペナルティーが発生いたします。

1. パーソナルトレーニング (パーソナル・プレミアム・エグゼクティブ会員) で、当日キャンセル又は連絡なくキャンセルの場合は、1回分のパーソナルトレーニング消化とみなします。
2. パーソナルトレーニング (TUDO会員) で当日キャンセル又は連絡なくキャンセルの場合は、後日1回分のパーソナルトレーニング料金を請求致します。
3. スタジオ・ジム利用 (TUDO会員) で当日キャンセル又は連絡なくキャンセルの場合は、後日1日分のTUDO利用料金を請求致します。

第19条 (利用料および諸費用の改定)

1. いつき会は、本会則に基づいて会員が負担すべき会費および諸費用について、いつき会が必要と判断した場合、変更することができます。
2. 前項の改定を行う場合、いつき会は1ヶ月前までに本クラブの館内掲示などによって会員に告知するものとします。
3. いつき会は、キャンペーン又はセールスの日程、期間および内容につき事前に会員に告知する義務を負わないものとします。
4. 法人会員においては、法人会員契約が変更の場合にはそれに従う。

第20条 (営業日および営業時間)

本クラブの営業日および営業時間については、別に定めます。但し臨時に時間を変更する場合は、原則として2週間前までに館内掲示などによって会員に告知するものとします。

第21条 (施設の利用制限)

1. いつき会は、競技会、イベント、スクール等の諸行事又は本クラブの管理若しくはその他いつき会が必要と認めた場合に、施設の全部又は一部の利用を制限することがあります。
2. いつき会が定めた場合には、会員の施設利用について予約制とすることができます。

第22条 (会員以外のクラブの利用)

1. いつき会は会員以外の方（以下、ビジター）に本クラブの諸施設を利用させることが出来ます。
2. ビジター利用を希望する者は、本会則に同意した上で、いつき会が定める申込を行うものとします。
3. ビジターは、本クラブ利用に際し、いつき会が別に定める利用料を支払わなければなりません。
4. クラブの利用を、いつき会が必要に応じてクラブの利用範囲を制限した場合は、その制限内で利用しなければなりません。
5. 支払処理が完了した利用料は、理由の如何を問わず返還いたしません。
6. 本会則は、ビジターについても適応されるものとします。

第23条（会員以外の施設の利用）

いつき会は、特に必要と認めた場合、会員以外の方に本クラブの施設を利用させることができます。

第24条（休業）

いつき会は、次の理由により施設の全部又は一部を休業させることがあります。あらかじめ日程が決定されている場合については、1ヶ月前までに館内掲示などによって会員に告知するものとします。

- （1）気象、災害等によりいつき会が営業を不可能と認めたとき
- （2）警報、注意報等によりいつき会が営業を不可能と認めたとき
- （3）施設の点検、補修又は改修をするとき
- （4）法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
- （5）定期休業、年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他いつき会の都合により休業を必要と認めるとき
- （6）その他重大な事由によりやむを得ないとき

第25条（損害賠償責任）

本クラブの施設において会員本人又は第三者に生じた人的物的事故については、いつき会に故意又は重大な過失がある場合を除き、いつき会は一切の損害賠償の責を負いません。

第26条（会員の損害賠償責任）

会員が本クラブの施設において自己の責に帰すべき事由により、いつき会又は第三者に損害を与えた場合は、会員は速やかにその損害賠償の責に任ずるものとします。

第27条（盗難および紛失）

1. 会員が本クラブの施設利用に際して生じた盗難および紛失については、いつき会に故意又は重大な過失がある場合を除き、いつき会は一切の損害賠償の責を負いません。
2. 本クラブに設置されているロッカー等については、会員自身の責任と負担により、これを使用するものとし、収納物の盗難、毀損その他についての一切の損害賠償、保障等の責を負いません。

第28条（忘れ物および放置物）

1. 会員およびビジターが本クラブの施設利用に際して生じた忘れ物および放置物については、いつき会は一切の損害賠償、保障等の責を負いません。
2. 忘れ物および放置物については、原則として2週間保管した後、法令に基づき処理します。但し生もの等、保管が困難なものはこの限りではありません。

第29条（施設の閉鎖および運営の廃止）

1. いつき会は、やむを得ざる事情による場合には、3ヶ月前の予告をすることにより、本クラブの全部又は一部の閉鎖および運営の廃止をすることができます。
2. 閉鎖および運営の廃止の理由が天災地変、公権力の命令、強制その他不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
3. 閉鎖および運営の廃止が行われた場合、いつき会は会員に対し、特別の保障は行いません。

第30条（個人情報の取り扱い）

1. いつき会は個人情報の保護に関する法令、その他規範およびガイドラインを遵守します。
2. 本クラブは、会員からの個人情報を、いつき会の運営、サービスの提供および個人認証以外の目的に、法令に基づき開示が求められた場合を除いて利用しません。

第31条（通知方法）

本会則およびいつき会の諸規則に関する通知又は予告は、重要事項を除いては、本クラブ所定の場所に掲示する方法により行います。

第32条（本会則、その他諸規則、運営システムの変更について）

1. いつき会は本会則、細則、利用規定、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。その効力はすべての会員に適用されます。
2. 前項の変更の場合、いつき会は1ヶ月前までに館内掲示などによって会員に告知するものとします。
3. 法人会員においては、法人会員契約が変更の場合はそれに従う。

第33条（その他）

本会則に定めのない事項並びに業務上必要な事項は、必要に応じて、いつき会がこれを定めるものとします。

第35条（法人契約会員）

自ら所属する法人、健康保険組合等と本クラブとの法人会員契約に基づく会員においては、別途定める法人契約により、本クラブの利用を認めます。

第36条（発行）

本会則は2024年11月1日より発行いたします。